

公開審第90号
平成25年2月26日

千葉県市民オンブズマン連絡会議
代表幹事 広瀬 理夫 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘司 久雄

理由説明書の送付及びこれに対する意見書の提出について

平成22年4月12日付け千葉県オンブズ第9019号であなたが千葉県知事（以下「実施機関」という。）に提起した千葉県知事の総第1939号2010（平成22）年2月5日付行政文書部分開示決定通知書による「開示しない部分」に関する不開示決定に係る異議申立てについては、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第20条第1項の規定により、平成24年11月19日付けで実施機関から当審査会に諮問がありました。

そこで、実施機関に対して開示決定等の理由を説明する書面（以下「理由説明書」という。）の提出を求めたところ、平成25年1月22日付けで当審査会に提出されましたので、その写しを別添のとおり送付します。

つきましては、この理由説明書に対する意見がある場合には、平成25年3月28日（木）までに当審査会に意見書を提出してください。

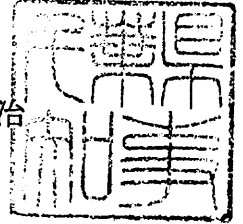
なお、当審査会に提出いただいた意見書については、条例第23条第5項の規定により、実施機関に対し、その写しを送付することを申し添えます。



総第1113号
平成25年1月22日

千葉県情報公開審査会
委員長 庄司久雄様

千葉県知事 鈴木 栄治



理由説明書の提出について（諮問第501号）

平成24年12月17日付け公開審第74号で依頼のありましたこのことについて、別添のとおり提出いたします。



理由説明書

平成25年 1月22日

1 異議申立てに係る処分及び異議申立ての趣旨

(1) 異議申立てに係る処分

千葉県知事の総第1939号2010（平成22）年2月5日付行政文書部分開示決定通知書による「開示しない部分」に関する不開示決定

(2) 異議申立ての趣旨

上記不開示決定中、次の異議申立の理由で述べる不開示部分「a」から「o」までの部分に関する不開示決定を取り消すとの決定を求める。

- a 職員高橋義詔にかかる起案書（文書番号総秘第1640号-1~4）の添付「伺い文」について、このうち本文中から10行目の約10字を伏せた部分（以下、「a」という。）
- b 所属部署と氏名を非公開にした職員に係る起案書（文書番号総秘第1640号-1~3 注：総秘第1644号-1~3と思われる）の添付「伺い文」について、このうち本文1行目の所属部署と氏名の部分を伏せた部分（以下、「b」という。）
- c 所属部署と氏名を非公開にした職員に係る起案書（文書番号総秘第1640号-1~3 注：総秘第1644号-1~3と思われる）の添付「伺い文」について、別記とした「(案の1)」の「あて」欄を伏せた部分（以下、「c」という。）
- d 所属部署と氏名を非公開にした職員に係る起案書（文書番号総秘第1640号-1~3 注：総秘第1644号-1~3と思われる）の添付「伺い文」について、別記とした「(案の2)」の「あて」欄を伏せた部分（以下、「d」という。）
- e その余りの職員に関する「起案書」（以下、「e」という。）
- f 起案書で所属部署と氏名を非公開とした職員に係ると思われる「辞令の控え」（平成21年12月18日付停職発令の辞令）について、このうち氏名欄を伏せた部分（以下、「f」という。）
- g 起案書で所属部署と氏名を非公開とした職員に係ると思われる「辞令の控え」（平成21年12月18日付停職発令の辞令）について、停職期間の始期日を伏せた部分（以下、「g」という。）
- h 起案書で所属部署と氏名を非公開とした職員に係ると思われる「辞令の控え」（平成21年12月18日付停職発令の辞令）について、停職期間の終期日を伏せた部分（以下、「h」という。）
- i その余の職員に関する「辞令の控え」（以下、「i」という。）
- j 起案書で所属部署と氏名を非公開とした職員（停職処分を受けた職員）に係ると思われる「処分説明書」について、このうち所属部署を伏せた部分（以下、「j」という。）

という。)

k 起案書で所属部署と氏名を非公開とした職員（停職処分を受けた職員）に係ると思われる「処分説明書」について、氏名を伏せた部分（以下、「k」という。)

l 起案書で所属部署と氏名を非公開とした職員（停職処分を受けた職員）に係ると思われる「処分説明書」について、停職期間の始期日を伏せた部分（以下、「l」という。)

m 起案書で所属部署と氏名を非公開とした職員（停職処分を受けた職員）に係ると思われる「処分説明書」について、停職期間の終期日を伏せた部分（以下、「m」という。)

n その余の職員に関する「処分説明書」（以下、「n」という。)

o 起案書で所属部署と氏名を非公開とした職員を含め、その余の職員に関する「本人確認項目」（以下、「o」という。)

2 異議申立てに係る行政文書開示請求、対象文書及び開示決定等について

(1) 開示請求年月日

平成22年1月6日

(2) 請求の内容

2009年に発覚したいわゆる不正経理問題で、2009年1月1日以降において、免職、停職及び減給の懲戒処分を受けた職員（以下、被処分者という）に関する次の情報が記載されている文書

ア 懲戒処分発令のために懲戒処分担当部署が作成した懲戒処分の種類とその理由（事由）等を記載した起案書（以下、「対象文書1」という。)

イ 千葉県職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第3条に基づき、被処分者に交付した処分を記載した書面の控え（以下、「対象文書2」という。)

ウ 地方公務員法第49条1項に基づき、被処分者に交付した処分の事由を記載した説明書の控え（以下、「対象文書3」という。)

エ その他、被処分者に関し前記イの書面を交付するまでに懲戒処分手続上作成された文書一切（以下、「対象文書4」という。)

(3) 開示請求の対象文書

ア 起案書（対象文書1）

イ 辞令の控え（対象文書2）

ウ 処分説明書の控え（対象文書3）

エ 懲戒処分手続上作成された文書一切（職員への聞き取り結果等）（対象文書4）

(4) 開示決定等

平成22年2月5日付け総第1369号行政文書部分開示決定

対象文書1、2、3、4の一部、を部分開示

3 対象行政文書の内容

(1) 起案書 (対象文書1)

処分をするにあたり、決裁を行った文書である。

(2) 辞令の控え (対象文書2)

処分をするにあたり、職員本人に交付した辞令の控えである。

(3) 処分説明書の控え (対象文書3)

処分をするにあたり、上記(2)と合わせて職員本人に交付した処分理由を明記した処分説明書の控えである。

(4) 懲戒処分手続上作成された文書一切 (職員への聞き取り結果等) (対象文書4)

事実確認のために職員本人から聴取した記録等である。

4 本件決定について (不開示の理由について)

本件対象文書の不開示部分に係る不開示理由は、次のとおりである。

(1) 対象文書1

前記1(2)に記載した「a」は、個人情報に係る部分であり、千葉県情報公開条例(以下、「条例」という。)第8条第2号に該当する情報であることから、不開示とした。

なお、「b」「c」「d」についても同様の扱いである。

(2) 対象文書2

前記1(2)に記載した「f」は、個人情報に係る部分であり、条例第8条第2号に該当する情報であることから、不開示とした。

なお、「g」「h」についても同様の扱いである。

(3) 対象文書3

前記1(2)に記載した「j」は、個人情報に係る部分であり、条例第8条第2号に該当する情報であることから不開示とした。

なお、「k」「l」「m」についても同様の扱いである。

(4) 対象文書4

前記1(2)に記載した「o」のうち、起案書で所属部署と氏名を非公開とした職員の本人確認項目については、個人情報及び人事管理上の情報に該当し、条例第8条第2号及び第6号ニに該当する情報であることから不開示とした。

※なお、これ以外の文書について異議申立人は異議申立を行っているが、対象文書については開示ないし部分開示しており、異議申立人のいう「開示もれ」に該当する文書はない。

5 異議申立ての理由について

(1) 対象文書1

ア 「職員高橋義詔にかかる起案書（文書番号総秘第1640号-1~4）の添付「伺い文」について、このうち本文中から10行目の約10字を伏せて、その余を開示した」ところ、申立人は、「ここにはいかなる種類の情報が記載されているか不明であり、従って請求者は非開示の根拠の妥当性について判断できない。」と主張する。

しかしながら、当該部分は個人情報に該当することから不開示としたものであり、異議申立人の請求には理由がない。

イ 「所属部署と氏名を非公開にした職員に係る起案書（文書番号総秘第1640号-1~3 注：総秘第1644号-1~3と思われる）の添付「伺い文」について、このうち本文1行目の所属部と氏名の部分を伏せ、別記とした「(案の1)」の「あて」欄を伏せて、別記とした「(案の2)」の「あて」欄を伏せて、その余を開示した。」「その余の職員に関する「起案書」については、すべて不開示とした。」「なお、これらの不開示部分については、職員何人分の「起案書」があり、何故それらが不開示となっているのか、まったく不明である。」と主張する。

しかしながら、対象文書に係る職員分に関しては全て部分開示しており、異議申立人の請求には理由がない。

(2) 対象文書2

「職員高橋義詔にかかる「辞令の控え」は開示した。」「前記起案書で所属部署と氏名を非公開とした職員に係ると思われる「辞令の控え」（平成21年12月18日付停職発令の辞令）について、このうち氏名欄を伏せ、停職期間の始期日を伏せ、停職期間の終期日を伏せ、その余を開示した。」「その余の職員に関する「辞令の控え」については、すべて不開示とした。」「なお、この不開示部分については、職員何名分の「辞令の控え」があり、何故それらが不開示となっているのか、全く不明である。」と主張する。

しかしながら、対象文書に係る職員分に関しては全て部分開示しており、異議申立人の請求には理由がない。

(3) 対象文書3

「職員高橋義詔に係る「処分説明書」は開示した。」「前記起案書で所属部署と氏名を非公開とした職員（停職処分を受けた職員）に係ると思われる「処分説明書」について、このうち所属部署を伏せ、氏名を伏せ、停職期間の始期日を伏せ、停職期間の終期日を伏せ、その余を開示した。」「その余の職員に関する「処分説明書」については、すべて不開示とした。」「なお、この不開示部分については、職員何名分の「処分説明書」があり、何故それらが不開示となっているのか、全く不明である。」と主張する。

しかしながら、対象文書に係る職員分に関しては全て部分開示しており、異議申立

人の請求には理由がない。

(4) 対象文書4

「[手続上作成された文書]のうち「本人確認項目」について」「職員高橋義詔にかかる「本人確認項目」は開示した。」「前記起案書で所属部署と氏名は非公開とした職員を含め、その余の職員に関する「本人確認項目」はすべて不開示とした。」「なお、この不開示部分については、職員何名分の「本人確認項目」があり、何故それらが不開示となっているのか、全く不明である。」と主張する。

しかしながら、対象文書に係る職員分に関しては全て部分開示しており、異議申立人の請求には理由がない。

(5) 対象文書全般

ア 「なお、新聞報道によれば、2009年6月29日、農林水産政策課副主査だった職員渡辺快和と同明石剛誠が懲戒免職処分を受けているが、両名に関する情報が公開されていない。異議申立人は、「2009年1月1日以降」の処分に関する文書の開示を請求しており、両名に関する情報は開示もれであると思われるが、これらの情報についても非開示決定の対象（従って、前記各不開示部分に含まれる）となったものとして、異議の対象とする。」と主張している。

しかしながら、当該情報に関しては、平成22年2月5日付け総第1939号行政文書開示決定通知書で開示しているほか、同日付け総第1939号行政文書部分開示決定通知書で部分開示しており、異議申立人の請求は失当である。

イ 非開示部分について「処分庁は千葉県情報公開条例で第8条2号及び3号に定める情報であるとするが、いずれも非開示事由に該当する情報ではない」と主張する。

しかしながら、異議申立人が主張する情報については、個人情報ないし法人等情報に係るものであることから部分開示としたのであり、これを「いずれも非開示事由に該当する」とする異議申立人の主張には理由がない。